

埼玉県消防学校学生懲戒処分等実施要綱

平成21年2月23日施行

令和7年1月16日最終改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県消防学校校則（昭和53年埼玉県規則第87号）第10条の規定に定める、埼玉県消防学校（以下「本校」という。）に入校した学生の懲戒処分及び懲戒処分以外の処分（以下「懲戒処分等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(懲戒処分等の種別等)

第2条 本校の懲戒処分等の種別は、次項及び第3項のとおりとする。

2 懲戒処分とは、次に掲げるものを言う。

- 一 退校 本校学生の身分を喪失させること。
- 二 謹慎 有期とし、この間の登校及び本校学生生活を原則として禁止すること。

3 懲戒処分以外の処分とは、次に掲げるものをいう。

- 一 訓告 行った行為を戒め、反省を求め、注意すること。
- 二 嚴重注意 資質の向上を求め、厳しく注意すること。
- 三 注意 問題となった行為の改善を求め、注意すること。

4 懲戒処分等の基準については、学校長が別に定める。

(事実関係の報告)

第3条 教職員は、学生に第2条第2項及び第3項の懲戒処分等の対象になりうる行為があったと思料するときは、速やかに事実関係を把握し、副校長に報告するものとする。

2 副校長は、前項に規定する報告が懲戒処分等に該当すると思料するときは、速やかに学校長に報告するものとする。

3 学校長及び副校長は、前2項に規定する報告がない場合にあっても、懲戒処分等に該当する行為があったと思料するときは、主任講師又は講師に対して、事実関係の把握及びその報告を指示することができる。

(事実関係の調査)

第4条 学校長は、前条に規定する報告を受けたとき、又は調査の必要があると認めるときは、副校長を通じ事実関係の調査を命じるものとする。

2 前項の調査に際しては、調査対象学生に口頭又は文書による弁明の機会を与えるものとする。

(調査期間中の措置)

第5条 学校長は、教育訓練を遂行上重大な影響を及ぼし、又はその他教育訓練上の配慮が必要と判断したときは、懲戒処分等が決定されるまでの間、調査対象学生に自宅学習等を命じ、本校学生としての活動を制限することができる。

(懲戒委員会)

第6条 学校長は、懲戒処分等の対象となりうる行為があったと認めるときは、第4条の調査結果に基づき、懲戒処分等の要否及び量定案について審議するため、懲戒委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、副校長、担当部長、主任講師及び講師をもって構成する。ただし、主任講師、講師及び救急救命士養成担当の副校長にあつては当該担当に係る事案のみ出席するものとする。
- 3 委員会に委員長を置き、副校長をもって充てる。
- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 5 委員会は、必要と認めた者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(懲戒処分等の定量)

第7条 前条第1項の懲戒処分等の要否及び量定は、別に定める「懲戒処分等の基準」によるものとする。

(審議の報告等)

第8条 委員長は、委員会の審議結果を校長に報告するものとする。

- 2 学校長が、委員会の審議に対して意見があるときは、その理由を示してこれを再議に付すことができる。

(懲戒処分等の決定等)

第9条 学校長は、前条の規定による報告を踏まえ、懲戒処分等を決定するものとする。

- 2 前項の規定による懲戒処分等が謹慎であった場合、調査対象学生が第5条の規定による自宅学習等を命じられているときは、当該自宅学習等の期間を謹慎の期間に通算することができるものとする。

(懲戒処分等の通知)

第10条 学校長は、懲戒処分等を決定した場合は、処分理由を記載した懲戒処分書（様式第1号）を当該学生に交付するものとする。

- 2 学校長は、前項の処分を行った場合は、当該学生の任命権者に速やかに通知するものとする。
- 3 学校長は、懲戒処分等の処分をしたときは、副校長を通じて、当該学生に伝達するものとする。

(謹慎期間中の指導及び措置)

第11条 学校長は、謹慎期間中の指導等のため必要と認めたときは、当該学生に対し、一時的に登校を認めることができる。

- 2 副校長、主任講師及び講師は、謹慎期間中の学生に対し、必要に応じ適切な指導を行うものとする。
- 3 謹慎期間中は、欠席として扱うものとする。

(庶務)

第12条 学生の懲戒及び措置に関する庶務は対象となる学生の担当において、委員会に係る庶務は総務・企画担当において処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月16日から施行する。